

恵那市公園在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 恵那市が管理する公園（以下「公園」という。）において、魅力向上に向けた公園の在り方を検討するため、恵那市公園在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公園の新たな構想に関する事項
- (2) 公園の改修に関する事項
- (3) 公園の効率的かつ効果的な利活用の推進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 恵那市地域自治区会長会議を代表する者
- (3) 子ども・子育て会議を代表する者
- (4) 恵那市壮健クラブ連合会を代表する者
- (5) 恵那市スポーツ推進審議会を代表する者
- (6) 岐阜県身体障害者福祉協会恵那支部を代表する者
- (7) 防災に関して優れた識見を有する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長の指名する者とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部都市住宅課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。